【謝金（報酬・講演料等）の源泉徴収税額について】

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために、必要な

財源の確保に関する特別措置法が公布されました。

これにより、平成25年1月1日から平成49(西暦2037)年12月31日までの間に生ずる

所得について源泉徴収する際には、所得税の2.1％に相当する復興特別所得税を併せて徴収

しなければならなくなりました。(復興財源確保法28)

　ついては、平成25年1月1日以降、謝金等を支払う場合は、合計税率（所得税率×102.1％）を徴収することになります。報酬料等の支払依頼書を提出される場合は、下記要領を参考に算定をお願い致します。

謝金等に併せて旅費（交通費、宿泊費等）などを支払う場合にも、原則的に謝金（報酬・料金）に含まれ、課税をしなければなりません。旅費等を支払われる場合は、謝金に合算のうえ課税の処理をお願いします。

* 講演会等で謝金を講師本人へ支払う場合

【課税方法】

　　※国内居住者への謝金（10.21％の課税）

　　※国内非居住者への謝金（20.42％の課税）

（参考例：謝金100,000円【国内居住者】の場合）

a. 税上乗せの場合　10.21％

100,000円÷89.79％＝111,370円(支払金額)

111,370円－11,370円（源泉税）＝**100,000円**（本人受取額）

b. 差引く場合

100,000円×10.21％＝10,210円（源泉税）

100,000円－10,210円＝**89,790円**（本人受取額）